

議案第98号

土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例案

土地区画整理事業基金条例（昭和39年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第110条第1項」を「第102条第1項の規定による仮清算金の交付に要する費用、法第110条第1項」に改める。

第2条第2項第2号中「法第110条第1項」を「法第102条第1項の規定により交付する仮清算金又は法第110条第1項」に改める。

第4条中「生じる」を「生ずる」に、「含む。）は」を「含む。）は、法第102条第1項の規定による仮清算金の交付に要する費用」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

土地区画整理事業基金を充てる費用及び同基金に積み立てる収入の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

土地区画整理事業基金条例 (抄)

(設 置)

第1条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）の各施行地区における事業の施行の費用、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）**第102条第1項の規定による仮清算金の交付に要する費用、法第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源に充てるため、土地区画整理事業基金（以下「基金」という。）を設置する。**

(積立て)

第2条 省 略

2 前項に定めるもののほか、基金は、次に掲げる収入をもって積み立てる。

(1) 省 略

(2) **法第102条第1項の規定により交付する仮清算金又は法第110条第1項の規定により交付する清算金の財源に充てるために行った事業の施行地区内の土地の処分又は貸付けによる収入**

(処 分)

第4条 第2条第1項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益
生ずる

を含む。以下同じ。）は、事業の各施行地区における事業の施行の費用に充てるものとし、同条第2項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益を含む。）
生ずる

は、**法第102条第1項の規定による仮清算金の交付に要する費用、法第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源に充てるものとする。**